

君津市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国は、ここ 20 年間で使用目的のない空家が 1.9 倍に増加し、今後も増加することが見込まれるとして、本年 6 月に空家対策を強化するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の一部を改正し、12 月から施行する。

この改正では、空家等の所有者等の責務を強化するほか、特定空家になる恐れのある管理不全空家に対して市町村が指導できるなどの規定が追加された。

一方、本市では、法の規定に基づき平成 31 年 3 月に作成した君津市空家等対策計画の計画期間が本年度で終了することから、来年度からの新たな計画を法改正や社会情勢の変化に対応したものとする予定である。

これらの状況を踏まえ、本市においても増加傾向にある空家への対策を強化していくことを明記するとともに、そのためのそれぞれの立場に応じた責務や役割を新たに規定するため、君津市空家等の適切な管理に関する条例（平成 30 年君津市条例第 36 号）の一部を改正しようとするもの。

併せて、法改正に伴う規定の整理を行う。

2 改正の内容

- (1) 改正の趣旨を踏まえ、題名及び条例の趣旨を改める。（題名、第 1 条）
- (2) 市、所有者等及び事業者等の責務並びに市民の役割を規定する。（第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条）
- (3) 法の一部改正に伴う引用条文の整理をする。（第 9 条、第 10 条及び第 11 条）

※ 詳細は別紙新旧対照表のとおり

3 施行期日

公布の日

君津市空家等の適切な管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>君津市空家等対策の推進に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（市の責務）</u></p> <p>第4条 市は、法第7条第1項の規定により作成した空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制、適切な管理及び有効活用（空家等の跡地の活用を含む。以下同じ。）に関する対策（以下「空家等対策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、空家等対策を実施するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p>3 市は、所有者等及び事業者等（不動産業、建設業その他空家等の活用に関わる事業を営む者及び関係団体をいう。以下同じ。）の空家等の適切な管理及び有効活用の取組に対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p><u>（所有者等の責務）</u></p> <p>第5条 所有者等は、空家等対策に協力するとともに、空家等の適切な管理及び利用する予定のない空家等の有効活用に努めるものとする。</p> <p><u>（事業者等の責務）</u></p> <p>第6条 事業者等は、所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、当該空家等を適切に管理しなければならない。</p>	<p>君津市空家等の適切な管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第2条 事業者等は、事業活動を通じ、空家等の有効活用に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、空家等対策に協力するとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に通報するものとする。

(軽微な安全措置)

第8条 省略

(緊急代行措置)

第9条 市長は、法第22条第1項に規定する助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、特定空家等の所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があつたときは、当該申出に正当な理由があり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置に要する費用を特定空家等の所有者等が負担することその他規則で定める事項について特定空家等の所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができ

2 省略

(公表)

第10条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(3) 省略

2 省略

(警察その他の関係機関との連携)

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認め

(軽微な安全措置)

第4条 省略

(緊急代行措置)

第5条 市長は、法第14条第1項に規定する助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、特定空家等の所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があつたときは、当該申出に正当な理由があり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置に要する費用を特定空家等の所有者等が負担することその他規則で定める事項について特定空家等の所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができ

2 省略

(公表)

第6条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(3) 省略

2 省略

(警察その他の関係機関との連携)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認め

るときは、警察その他の関係機関に、当該各号に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(1) 省略

(2) 特定空家等に関し必要な措置を講ずる場合 法第22条第1項に規定する助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令の内容

(君津市空家等審議会)

第12条 省略

(委任)

第13条 省略

ときは、警察その他の関係機関に、当該各号に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(1) 省略

(2) 特定空家等に関し必要な措置を講ずる場合 法第14条第1項に規定する助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令の内容

(君津市空家等審議会)

第8条 省略

(委任)

第9条 省略